

質問回答

2015年7月21日

「マラウイ国シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト」

(公示日:2015年7月8日 / 公示番号:150507) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書「第2業務の目的・内容に関する事項 4. 業務の範囲」 p.5 表内 右の欄【4-1】「等高線栽培リサーチ結果を活用し説明用資料を更新」 について	左記の「説明資料」とは具体的にどの資料を示唆されているでしょうか。	活動 4-2 中央政府関係機関等への働き掛けを実施する際に使用する説明資料のデータ更新です。現在派契約中の短期専門家(普及教材制作:2015年5-7月)の作成した資料を指しています。配布資料等には含めていません。契約後に現地にて長期専門家よりお渡しします。
2	業務指示書「第2業務の目的・内容に関する事項 5. 業務の実施方針及び留意事項」 p.5 (1) プロジェクトの柔軟性の確保 について	「プロジェクトの柔軟性」とはどの程度までの対応が適応されるのか、可能な範囲でご教示ください。 例えば、PDMの活動を大幅に変更するようなことも想定されるのでしょうか？	PDMの枠組みや活動、また COVAMS アプローチ自体を大幅に変更することは想定していません。ここでいう柔軟性とは、プロジェクト目標「農民による流域保全活動が対象県において制度化される。」の達成のためにスケジュールの調整や制度化に向けた新たな活動の追加や従来の実施方法の必要に応じた修正などを想定しています。
3	業務指示書「第2業務の目的・内容に関する事項 5. 業務の実施方針及び留意事項」 p.7 5) コンサルタントの実施体制、4行目 「これに係る経理業務が多数発	業務指示書とプロジェクト目標の趣旨から、当該業務の「現地化」を前提にしていると考えられますが、当該業務においては: 当該業務の当プロジェクトスタッフ内でのローカル化、 プロジェクトが雇用するローカルスタッフから現	現状では日本人専門家が経理業務を主として実施し、プロジェクト雇用のローカルスタッフは補助業務を行っています。 プロジェクト終了時にはこれらを現地の機関で実施できるようになっていることが持続性の観点から必要であり、その前提で人員配置や傭人につ

	生するため、こうした業務に係る経理業務に支障が出ない人員配置計画を行うこと」について	地 C/P 職員への業務移転、という2段階のステップが必要という前提で、予算とスタッフ配置を検討するという点でよろしいでしょうか？ 現状の業務形態と併せてご教示ください。	いて計画いただければ、ご質問にあるような2段階ステップでも結構ですし、それ以外の方法でも結構です。
4	業務指示書「第2業務の目的・内容に関する事項 5. 業務の実施方針及び留意事項」 p.7 (7) C/P に対する旅費、日当、宿泊費等の支払について	2014年3月27日付け JICA(MW)第27001号によれば、この DSA ガイドラインの対象者には政府職員だけではなく、農民も含まれています。一方、本件において農民は C/P ではなく、受益者と位置づけられています。 COVAMS アプローチが準拠していると思われる PRRIE (機会均等を保障した研修による参加型地域開発と資源管理手法) では、「一定の労働に対して、正当な賃金を支払う」という考え方があると認識しておりますが、プロジェクト受益者の一部かつ農民でもある LF が講師として村民に研修を実施したとき、LF にその労働対価としての報酬を支払うことも、支払い規制の対象となるでしょうか？	マラウイにおいては支払規制の対象となります。 また、マラウイ政府の方針で、LF が農民に対する研修を行う場合には報酬を支払ってはいけないという決まりがあり、その点は RD にも記載されています。
5	業務指示書「第2業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容」 p.10 (4) C/P の本邦研修実施、5行目 「2015年度、2016年度に各1回、6名程度」について	左記について、参加人数は1回あたり6名程度でしょうか。もしくは、両年度あわせて6名程度でしょうか。 また想定されている研修期間につきましても、ご教示ください。	各年度1回あたり6名を想定しています。 また、研修期間については、各回3週間程度を想定しています。

6	業務指示書「第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容」 p.10 (4)C/P の本邦研修実施	国内再委託にて実施することは可能でしょうか。	本邦研修の一部を国内再委託にて実施することは可能です。本邦研修部分をすべて再委託とすることはできません(「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に基づく)。
7	業務指示書「第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容」 p.11 (4)C/P の本邦研修実施 本邦研修に係る研修経費: 350 万円	大まかで結構ですので、内訳(見積り額の根拠)をご教示ください。 可能な範囲で結構です。 見積書には内訳を記載する必要があるか、合わせてご教示ください。	2014 年度実績を基に算出しております。 見積書に内訳の記載は必要ありません。
8	業務指示書「第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容」 p.10 4)成果 4 に係る活動 セミナーや会議の 1 回あたりの経費: 70 万円	大まかで結構ですので、内訳(見積り額の根拠)をご教示ください。 可能な範囲で結構です。 見積書には内訳を記載する必要があるか、合わせてご教示ください。	プロジェクト作成の 2015 年度見積金額を基に算出しております。 内訳としては、参加者の交通費、会議会場借り上げ費、昼食代などとなります。 見積書に内訳の記載は必要ありません。
9	業務指示書「第 3 業務実施上の条件」 p.16 6.一般業務費に関する留意事項 プロジェクト用および C/P 用の車両とバイクの保険・整備費: 705 万円	大まかで結構ですので、内訳(見積り額の根拠)をご教示ください。 可能な範囲で結構です。 見積書には内訳を記載する必要があるか、合わせてご教示ください。	2015 年度見積金額を基に算出しております。 内訳としては、以下になります。 「車両整備費」: 2,100,000 円 「車両保険」: 2,700,000 円 「バイク整備費」: 1,500,000 円 「バイク保険」: 750,000 円 見積書に内訳の記載は必要ありません。
10	同上	4 県の C/P が所有し、プロジェクト活動に使用している車両とバイクの台数をご教示ください。	4 県の C/P が所有し、プロジェクト活動に使用している車両は 4 台、バイクは 34 台です。 なお車両については、当プロジェクトで調達した供与機材は 4 台で、3 台を 3 県に配置、各県職員

			<p>が使用しています(1台は専門家使用)。1県は政府が以前より所有していた車両を使用しています。</p> <p>バイクは普及員29名(2015年度、1名1台使用)と4県の技術支援チームが使用している合計が34台です。当プロジェクトで供与したのはその内25台です。残り9台は政府が以前より所有していたバイクです。</p>
11	<p>業務指示書「第3 業務実施上の条件」 p.16 6.一般業務費に関する留意事項 普及活動に係る C/P への燃料費、日当・宿泊費:4,750万円</p>	<p>大まかで結構ですので、内訳(見積り額の根拠)をご教示ください。</p> <p>少なくとも、積算される小費目が異なる「燃料費」と「日当・宿泊費」は分けて、ご提示をいただければ幸いです。</p> <p>見積書には内訳を記載する必要があるか、合わせてご教示ください。</p>	<p>プロジェクト作成の2015年度見積金額を基に算出しております。</p> <p>普及活動に係るC/Pへの経費の内訳は以下になります。</p> <p>「燃料費」:19,500,000円 「日当・宿泊費」:20,000,000円 「資機材費」:5,000,000円 「通信費」:3,000,000円</p>
12	<p>業務指示書「第3 業務実施上の条件」 p.16 6.一般業務費に関する留意事項 「プロジェクト雇用運転手備上および保険・整備に係る費用を本見積に含めること」</p>	<p>プロジェクト雇用の運転手、秘書を含めたローカルスタッフについては、継続雇用となるかと存じま す。つきましては、各ローカルスタッフの雇用額 (月給と時間外手当額など)をご教示ください。</p>	<p>現在プロジェクト雇用の運転手は3人、事務員2人となっています。</p> <p>事務員2名:支払総額22,240~26,410円/人/月 運転手3名:同19,460~25,020円/人/月 MK1=0.278円(2015年7月時点)で換算 内訳:基本給、時間外手当、休日手当、家賃補助、交通費(実費)。ここから年金自己負担5%を控除(10%は雇用主負担。現在はJICA事務所が直接負担)。 業務により終業時間が遅くなった場合にタクシー</p>

			代(2,780~11,120 円 / 月程度)を補助しています。 単年契約で更新は毎年 9 月下旬頃となります。
13	業務指示書「第3 業務実施上の条件」 p.16 7.機材の調達について	次の2つの資機材リストを可能な範囲で開示をお願い致します。 ・プロジェクトが使用している資機材のリスト ・プロジェクトが C/P に供与した資機材のリスト	別添資機材リストをご参照ください。
14	レンタカー代	プロジェクト車両(公用車)を通勤に使用することは不可能であると認識しております。通勤にかかるレンタカー代を計上することは可能でしょうか？	通勤にかかるレンタカー代を計上することはできません。日当から支弁ください。
15	新聞記者等への謝金	マスメディアの利用した広報にあたり、新聞記者等への謝金を計上することは可能でしょうか？	可能ですが、金額の妥当性については精査させていただきますし、費用対効果の高い方法をご提案いただければ幸いです。
16	業務指示書 p.3 「第 5 3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 業務管理グループ」 および p.9 「プロポーザル評価表」について	p.3 においては、「業務管理グループを認める」とありますが、p.9 の「プロポーザル評価表」においてもすべて「業務管理グループを認める」場合の配点が採用となる、との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

以上

Equipment Provided by JICA

No.	FY	Item	Unit Amount	Unit	Cost (Mkw)	Date	Condition
1	2013	Copier	2,627,075.00	1	2,627,075.00	2013. 06. 25	A
2		Computer and printers	830,878.00	5	4,154,390.00	2013. 07. 30	A
3		Motorbike	1,207,134.08	25	30,178,352.00	2013. 10. 14	B
4		Laptop computer	755,069.33	3	2,265,208.00	2013. 11. 18	A
5		4WD pickup	USD25,817	4	USD103,268.00	2014. 01. 16	A x 3, C x 1
			Exchange rate		432	44,611,776.00	
6	2014	Laptop computer	538,812.50	2	1,077,625.00	2014. 11. 18	A
TOTAL					84,914,426.00	MK	

A: Good, B: Passable, C: Out of use